## 令和7年泉北環境整備施設組合議会

第1回定例会 会議録

令和7年2月7日(金)

泉北環境整備施設組合議会

- 1 令和7年2月7日(金)午前10時、泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を本組合議場に招集した。
- 1 出席議員は、次のとおりである。

| 1番  | 明石   | 宏隆          | 君 | 2  | 番 | 松本 | 善弘 | 君 |
|-----|------|-------------|---|----|---|----|----|---|
| 3番  | 加藤   | 滋明          | 君 | 4  | 番 | 二瓶 | 貴博 | 君 |
| 5番  | 久保田  | 和典          | 君 | 6  | 番 | 大塚 | 英一 | 君 |
| 7番  | 西條   | 徹           | 君 | 8  | 番 | 村田 | 雅利 | 君 |
| 9番  | 丸谷 〕 | <b></b> E八郎 | 君 | 10 | 番 | 松本 | 真麗 | 君 |
| 11番 | 大浦   | まさし         | 君 | 12 | 番 | 浜田 | 千秋 | 君 |
| 13番 | 山本   | 秀明          | 君 | 14 | 番 | 遠藤 | 隆志 | 君 |
| 15番 | 飯阪   | 光典          | 君 |    |   |    |    |   |

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

| 管  | 理     | 者  | 辻  | 宏康 | 副管                            | 理          | 者  | 南出 | 賢一 |
|----|-------|----|----|----|-------------------------------|------------|----|----|----|
| 副  | 管 理   | 者  | 畑中 | 政昭 | 事 務                           | 局          | 長  | 由比 | 淳  |
| 会  | 計 管 理 | 者  | 近藤 | 眞理 | 総務                            | 部          | 長  | 月下 | 浩一 |
| 環  | 境 部   | 長  | 村上 | 則次 | 総 務 音<br>兼議査事<br>兼 公 平<br>事 務 | 事務室<br>事務室 | 图長 | 渡邊 | 一午 |
| 総  | 務 部 次 | 長  | 坂上 | 晃  | 総務部具                          | 才政部        | 果長 | 山内 | 良二 |
| 総務 | 务部財政課 | 参事 | 大西 | 英明 | 総<br>財政課<br>兼監査               | 長代         |    | 加藤 | 勝英 |
| 総系 | 努部総務訓 | 果長 | 奥田 | 大輝 | 環境                            | 邓 次        | 長  | 松山 | 立幸 |

環境部次長 阪上 晋一 徹 環境部次長 石川 環 境 部 環境 部 資源循環型社会推進課長 赤阪 和成 野井 昭彦 環境事業課長 兼第1事業所長 兼泉北クリーンセンター所長 境 小西 秀典 資源循環型社会推進課参事

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

 総 務 部
 北橋
 孝司
 総 務 部 総 務 課
 肥田
 道邦

 総 務 課 長 代 理
 北橋
 孝司
 総 務 係 長
 肥田
 道邦

- 1 本日の議事日程は次のとおりである。
  - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 監査報告第1号 例月現金出納検査の結果報告について

(令和6年11月分)

日程第 4 監査報告第2号 例月現金出納検査の結果報告について

(令和6年12月分)

日程第 5 議案第 1号 泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部

を改正する条例制定について

日程第 6 議案第 2号 泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を

改正する条例制定について

日程第 7 議案第 3号 泉北環境整備施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

の一部を改正する条例制定について

日程第 8 議会議案第1号 泉北環境整備施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の

一部を改正する条例制定について

日程第 9 議会議案第2号 泉北環境整備施設組合議会傍聴規則の一部を改正する規則制

定について

日程第10 議案第 4号 令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第5号)

について

- 日程第11 組合運営方針
- 日程第12 議案第 5号 令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について

(午前10時0分開会)

○議長(村田雅利君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日招集されました令和7年泉北環 境整備施設組合議会第1回定例会にご出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席をいただいておりますので、令和7年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のための発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者(辻 宏康君) 皆様、おはようございます。管理者の辻でございます。

議長のお許しをいただきまして、令和7年本組合議会第1回定例会の開会に当たりまして 一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆様方におかれましては、組合市の議会・委員会等を目前に控えまして何かとお忙しい中、本定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

平素は本組合業務に格別のご理解とご協力を賜り、理事者一同、心からお礼を申し上げる 次第でございます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、既に皆様方のお手元にお届けいたしておりますとおりでございまして、条例・規則の改正が5件、本組合一般会計補正予算並びに令和7年度一般会計予算でございます。あわせて、私から組合運営方針を申し上げさせていただきます。いずれの案件につきましても、後ほど担当から詳しくご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(村田雅利君) 管理者の挨拶が終わりました。

本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により、順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

それでは、**日程第1、会議録署名議員の指名について**でありますが、本組合議会会議規則 第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

1番 明石宏隆議員、7番 西條 徹議員のご両名にお願いをいたします。

○議長(村田雅利君) 次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。 お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期につきましては本日 1日と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第3、監査報告第1号から日程第4、監査報告第2号の例月現金出納検査の結果報告については、議会運営委員会の決定により、一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に 基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長(村田雅利君) 次に、日程第5、議案第1号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間 等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第1号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する 条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本件につきましては、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び 次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行により、所定外労働の制限の対象と なる労働者の範囲について、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第5条の3第2項は、時間外勤務等の制限を請求できる職員の養育する子の範囲について、 3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に改めるものでございます。

4ページにかけましての第4項は、本条に定める時間外勤務等制限の規定を要介護者のある職員について準用する規定で、第2項の改正に合わせ文言の整理を行うものでございます。 恐れ入ります、2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項、この条 例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項は、この条例の施行日以降を時間外勤務制限開始日とする場合には、該当職員 は施行日前においても規則で定めるところにより請求を行える経過措置を設けるものでござ います。

以上が、議案第1号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正 する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長(村田雅利君) 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。 質疑の発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案どおり可決いたしました。

○議長(村田雅利君) 次に、日程第6、議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当 に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

本件につきましては、刑法の改正により懲役・禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されること及び雇用保険法の改正により就業手当が廃止されることから、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第12条第11項第4号は、雇用保険法の改正により、失業者の退職手当の支給条件について、職業に就いた者から、安定した職業に就いた者と改めるもので、8ページにかけましての第14項は、就業手当の廃止に伴い、文言の修正を行うものでございます。

次の第14条及び9ページの第14条の3は、刑法改正により退職手当の取扱い及び返納の規 定について、禁錮を拘禁刑に文言の修正を行うものでございます。

次の附則第10項は、失業者の退職手当に係る暫定措置について、法改正に伴い、地域延長 給付の対象期間を令和9年3月31日以前と改めるものでございます。

恐れ入ります、6ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項、この条例は令和7年4月1日から施行するもので、ただし、第14条及び第14条の3の改正規定は、令和7年6月1日から施行するものでございます。

次の第2項は、経過措置といたしまして、この条例の施行日以前の就業促進手当に相当する 退職手当の支給については、従前の例によると規定するものでございます。

次の第3項は、令和7年6月1日以前に犯した禁錮以上の罪につき起訴されたものは、改 正後の条例の適用については、拘禁刑の罪につき起訴されたものとみなす規定でございます。

以上が、議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申 し上げまして、説明を終わります。

○議長(村田雅利君) 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。 質疑の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制 定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案どおり可決いたしました。

○議長(村田雅利君) 次に、日程第7、議案第3号、泉北環境整備施設組合個人情報の保護 に関する法律施行条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第3号、泉北環境整備施設組合個人情報の保護に関する法 律施行条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

本件につきましては、刑法の改正により懲役・禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることから、罰則規定について所要の規定の整理を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

附則第3条第5項及び第6項は、旧条例の規定により禁止された行為についての罰則規定 の経過措置で懲役を拘禁刑に改める文言の修正を行うものでございます。

恐れ入ります、12ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

次の第2項は、経過措置といたしまして、この条例の施行前にした行為の処罰については、 なお従前の例によるとするものでございます。

以上が、議案第3号、泉北環境整備施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(村田雅利君) 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号、泉北環境整備施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案どおり可決いたしました。

○議長(村田雅利君) 次に、日程第8、議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会の個人 情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、議会運営委員会委員長に説明を求めます。

大塚委員長。

○議会運営委員会委員長(大塚英一君) 6番、大塚英一でございます。

ただいま議題となりました泉北環境整備施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、議案提出者を代表いたしまして、本案件を取り扱いました議会運営委員会の委員の立場から、提案説明をさせていただきます。

議案書の15ページでございます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、条文中引用する法律の一部除外及び項番号の繰下げへの対応、また、刑法等の一部を改正する法律により拘禁刑が創設されることから、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

17、18ページをお願いいたします。

第2条第10項については、引用する法律の項番号が繰り下がるため、第2条第8項を第2 条第9項に改めるものでございます。

次に、第12条第5項については、引用する法律の除外及び項番号が繰り下がることに伴い、 規定中第29条を削り、同項表中、第2条第9項を第2条第10項に改めるものでございます。 18、19ページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が単一化され、拘禁刑が創設 されることから、これに該当する第53条から第55条までの規定中、懲役を拘禁刑に改めるも のでございます。

16ページにお戻りをいただきまして、この条例の附則でございますが、第1項として、本条例は令和7年4月1日から施行するものとし、第53条から第55条までの規定は、令和7年6月1日から施行するとするものでございます。

第2項は、この条例の施行前にした行為の処罰については、従前の例によるとするもので ございます。

以上が、泉北環境整備施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 制定の内容でございます。よろしくお願いを申し上げまして、本条例の提案説明とさせてい ただきます。

○議長(村田雅利君) 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑、討論を省略いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会議案第1号については原案どおり可決いたしました。

○議長(村田雅利君) 次に、**日程第9、議会議案第2号、泉北環境整備施設組合議会傍聴規 則の一部を改正する規則制定について**を議題といたします。

本件につきまして、議会運営委員会委員長に説明を求めます。

大塚委員長。

○議会運営委員会委員長(大塚英一君) 6番、大塚英一でございます。

ただいま議題となりました泉北環境整備施設組合議会傍聴規則の一部を改正する規則制定 につきまして、議案提出者を代表いたしまして、本案件を取り扱いました議会運営委員会の 委員の立場から、提案説明をさせていただきます。

議案書の21ページでございます。

本件は、本組合議会傍聴の手続及び一般傍聴席の定員の改正について、所要の規定の整備

を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして新旧対照表にてご説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

第2条については、傍聴の手続を定めるもので、傍聴人受付簿の記載事項から年齢・職業 を除外するとともに、文言の整理を行うものでございます。

次に、第3条につきましては、傍聴人の定員を定めるもので、一般傍聴人の定員を9人から、傍聴席数と同数の19人へ改めるものであります。

この規則の附則ですが、本規則は公布の日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合議会傍聴規則の一部を改正する規則制定の内容でございます。よろしくお願いを申し上げまして、本規則の提案説明とさせていただきます。

○議長(村田雅利君) 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑、討論を省略いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

議会議案第2号、泉北環境整備施設組合議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について、 原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会議案第2号については原案どおり可決いたしました。

○議長(村田雅利君) 次に、**日程第10、議案第4号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般 会計補正予算(第5号)について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第4号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

議案書25ページをお願いいたします。

本件につきましては、し尿処理施設を汚泥再生処理センターにリニューアル更新するに当たり、処理水の処理方法を現在の河川放流から下水道放流に切り替えるための関係団体との協議に時間を要したため、令和6年度内に整備工事関連の契約が締結できないことから、本年度の当該経費の減額と、継続費の年割額の変更を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,998万6,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条の継続費の補正は、第2表継続費補正によるものでございます。

第3条の地方債の補正は、第3表地方債補正によるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書に基づき、歳出からご説明申し上げます。

32ページ、33ページの中段をお願いいたします。

3歳出、第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきまして、汚泥再生処理センター整備工事施工監理業務委託料121万円、汚泥再生処理センター整備工事費115万円をそれぞれ減額するもので、補正前の額2億6,352万円を2億6,116万円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

上段をお願いいたします。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、66万円の減額となるもので、補正前の額17億9,722万4,000円を17億9,656万4,000円とするものでございます。

第6款組合債、第1項組合債のし尿処理事業債につきましては、170万円全額を減額するものでございます。

恐れ入ります、27ページにお戻りください。

第2表継続費補正でございますが、汚泥再生処理センター整備工事施工監理業務及び汚泥 再生処理センター整備工事につきまして、それぞれの年割額を本表のとおり変更するもので ございます。

次に、28ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございますが、し尿処理事業債の限度額170万円全額を減額するものでございます。

以上が、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第5号)の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(村田雅利君) 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。 質疑の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第5号)について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案どおり可決いたしました。

○議長(村田雅利君) 次に、日程第11、組合運営方針及び日程第12、議案第5号、令和7年 度泉北環境整備施設組合一般会計予算については、議会運営委員会の決定により一括議題と いたします。

まず、管理者より令和7年度の組合運営方針をお受けいたします。 辻管理者。

○管理者(辻 宏康君) 令和7年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会会議開催に当たり、 組合管理者として組合運営の基本方針と主要施策の大綱を申し述べ、議員各位並びに組合市 の市民皆様のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

本年は乙巳年で、変化や挑戦、新しい可能性が広がる年と言われており、前回の1965年 (昭和40年)は、57か月間続いたいざなぎ景気が始まった年で、その後、経済発展が加速しました。このように、乙巳年は多くの人にとって成長と結実の時期となる可能性が高い年回りだそうでございます。本組合におきましても、これまでの事業に加え、より広い分野で環境改善の役割を担う組織であることを認識しながら、業務に邁進してまいります。

さて、2025大阪・関西万博が今年4月13日から184日間にわたり、大阪湾の人工島夢洲で開催される予定でございます。持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針が策定され、いのち輝く未来社会のデザインがテーマとされております。その運営においてもSDGsの達成を実現するため、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指して

いるもので、各国から多くの方々が訪れることと期待されております。

こうした中、本組合では、以下の事業を主要な事業と位置づけ、取り組んでまいります。 まず、し尿処理事業ですが、令和5年度に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥量は、前年度より約356キロリットル減の約3万5,484キロリットルとなりました。今後は、老朽化した施設を維持しながら、令和9年度中に供用する汚泥再生処理センターへスムーズに移行できるよう取り組んでまいります。

新たに整備する汚泥再生処理センターでは、し尿及び浄化槽汚泥と、学校給食から出る食品残渣を処理するとともに、脱水した汚泥を泉北クリーンセンターの助燃材として再利用をいたします。また、脱水後の処理水から枯渇資源のリンを回収するマテリアルリサイクル技術を採用することで、循環型社会の形成に取り組んでまいります。

あわせて、大阪府の流域下水道で終末処理を共同化することで、維持管理費の削減を実現させ、持続的な汚水処理を可能とするものです。

次に、ごみ処理事業ですが、一般廃棄物処理施設整備事業において、立地検討委員会の答申を受け、パブリックコメントを実施し、現在、その結果について公表しているところであります。答申では、エネオス大阪事業所跡地が次期一般廃棄物処理施設の用地として、より望ましいとされましたが、引き続き課題の整理に取り組むとともに、立地等の決定に当たっては、議会のご意見等を総合的に勘案し、その立地や施設規模等をお示ししてまいります。

資源化センターにおいては、市民皆様のご協力により、令和5年度は約4,700トンの資源 化を図ることができました。稼働以来、着実に再資源化を図っており、令和6年4月からサントリーグループと協働し、家庭から収集する使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生するボトルtoボトルの取組をスタートさせ、さらなる循環型社会形成を推進するものです。

また、ペットボトル資源を繰り返し利用できることから、新たに石油由来原料からペットボトルを製造する工程と比較すると、二酸化炭素の排出量を約60%削減することができます。

可燃ごみにおいては、市民皆様のご協力により、年々、焼却ごみ量は減少しており、令和5年度には前年度より約3,020トン削減の約7万7,300トンとなりました。ピークであった平成9年度の約12万5,000トンと比較すると、38%もの大幅な削減です。

ごみ処理施設につきましては、令和4年度、令和5年度で長寿命化のための基幹的設備改 良工事を実施したことにより、主要設備の延命化を実施することができました。今後も毎年 実施する定期整備工事等において適正な維持管理に努めてまいります。また、一般廃棄物の 直接搬入につきましては、予約制を導入したことに合わせて毎月1回、土曜日の搬入を実施しております。引き続き、施設内の混雑解消、安全確保に努めてまいります。

次に、ごみ発電事業ですが、環境価値の高い再生可能エネルギーとして、令和5年度には約3億6,200万円の売電収入を得られました。

また、貴重な地域資源である泉北クリーンセンターの廃棄物発電余剰電力とその環境価値について、電力の地産地消を通じて地域の脱炭素化を図ることを目的とした地域新電力事業を推進し、今年度の自治体新電力会社の設立に向け取り組んでまいります。

次に、啓発事業ですが、環境シンポジウムや泉北環境クリーンフェスティバル、ごみ拾いとスポーツの要素を取り入れたスポごみ大会などの各種イベントや、リユース事業では子供服無料提供会、おゆずりバザール、リユース品無料抽せん会を引き続き実施するとともに、組合広報紙泉北クリーンセンターだより、組合ホームページ等で市民の皆様へ周知、啓発を進めてまいります。

今後も組合市と連携し、さらなるごみの減量化、4R、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの推進を図りながら、資源循環型社会の形成に向けて積極的に取り組んでまいります。

以上、令和7年度の主要な事業について述べさせていただきましたが、本組合の主たる財源は組合市からの分担金であります。これまで、本組合では、し尿処理、ごみ処理事業を展開するに当たり、各施設の運転管理業務のアウトソーシングなど、人件費の削減に取り組むほか、組合市の経費の負担軽減に寄与すべく、より効果的な組合運営に取り組んできたところであります。

今後は、し尿処理施設、ごみ処理施設ともに施設の更新事業を控えており、経費負担の増加が見込まれるところであります。これに加え、昨今の物価及び人件費の高騰が続いている中、これまで以上のコスト削減を図るとともに、あらゆる事務事業の見直しを行い、引き続き組合市と密接な連携を図りながら、持続可能な組合運営に取り組んでまいります。

本年度の当初予算案につきましては、一般会計予算の歳入歳出総額が36億1,309万3,000円となるものですが、国の循環型社会等の交付金制度を最大限活用するなど財源確保に努め、組合市にご負担いただく負担金につきましては、22億3,798万6,000円となるものでございます。

結びになりますが、本組合を取り巻く様々な課題に対しまして、組合市の財政状況をしっかり踏まえ、最少の経費で最大の効果を上げるべく、事業の効果、優先順位を見極め、真に

必要な施策を進めてまいります。

また、全域31万市民の環境を守るとともに、次世代のためにも将来にわたって持続可能な 社会を形成していく組織としての重要な使命と責任を認識しつつ、市民皆様からのご期待に お応えするために、引き続き、正副管理者と職員が一丸となって取り組んでまいります。今 後とも、議員各位並びに市民皆様のより一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますよう何と ぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(村田雅利君) 管理者の組合運営方針が終わりました。
- ○議長(村田雅利君) 引き続き、日程第12、議案第5号、令和7年度泉北環境整備施設組合 一般会計予算の説明を事務局に求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第5号、令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計予算に つきましてご説明申し上げます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億1,309万3,000円と 定めるもので、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は債務負担行為でございまして、債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条は地方債でございまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法 は、第3表地方債によるものでございます。

第4条は一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に基づき、歳出からご説明 申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第1款議会費につきましては、議員報酬のほか、議会に要する経費といたしまして、697 万1,000円を計上するもので、前年度比23.5%減、214万円の減となるものでございます。

次に、第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、総務管理に要する経費といたしまして、1億6,759万3,000円を計上するもので、前年度比13.7%減、2,658万8,000円の減となるものでございます。

主な内訳といたしまして、委員報酬、特別職3人、一般職15人の人件費総額で1億4,859 万9,000円を計上しております。

委託料では、職員健康診断委託、組合例規集データベース更新等業務委託、14ページ、15ページにかけましての公会計システム等保守業務委託等で852万円を計上しております。

使用料及び賃借料では、電算機借上料、情報システム・ネットワーク機器借上料等で793 万6,000円を計上しております。

次に、第2目監査委員費につきましては、委員報酬、旅費等で63万1,000円、前年度比63.5%増、24万5,000円の増となるもので、第3目公平委員会費につきましては、委員報酬で6万5,000円、前年度と同額を計上するものでございます。

次に、第3款し尿処理費につきましては、し尿処理に要する経費といたしまして6億4,188万円を計上するもので、前年度比128.3%増、3億6,072万2,000円の増となるものでございます。

主な内訳といたしまして、し尿処理場の管理運営に携わる一般職2人の給料等人件費総額で1,863万円を計上しております。

需用費では、処理薬品等の消耗品費、16ページ、17ページにかけましての光熱水費等で、7,685万3,000円を計上しております。

委託料では、し尿処理施設運営維持管理業務委託、汚泥運搬処分業務委託等に加えまして、 汚泥再生処理センターへのリニューアル更新に向けた汚泥再生処理センター整備工事施工監 理業務委託等で1億3,160万2,000円を計上しております。

工事請負費では、し尿処理設備整備工事など老朽化した施設を維持するための整備工事のほか、施設のリニューアルに向けた汚泥再生処理センター整備工事も含め、4億1,376万8,000円を計上しております。

次に、第4款ごみ処理費につきましては、ごみ処理に要する経費といたしまして、21億5,285万円を計上するもので、前年度比7.1%増、1億4,252万3,000円の増となるものでございます。

主な内訳といたしまして、泉北クリーンセンターの管理運営に携わります一般職22人の給料等人件費総額で1億7,525万8,000円を計上しております。

需用費では、処理薬品、指定ごみ袋作成等の消耗品費のほか、18ページ、19ページにかけましての光熱水費等で4億6,284万1,000円を計上しております。

役務費では、指定ごみ袋交付手数料等で2,518万6,000円を計上しております。

委託料では、ごみ処理施設運転管理業務委託、大阪湾広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分業務委託、資源化センター運営維持管理業務委託、各設備機器の保守点検業務委託等に加え、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託等で7億9,172万3,000円を計上しております。

工事請負費では6億6,292万5,000円を計上するもので、1・2号炉整備工事、粗大ごみ処理施設整備工事のほか、20ページ、21ページの令和6年、7年の2か年で債務負担行為を設定しております各種制御盤取替工事、2号炉誘引通風機インバータ更新工事等を計上しております。

次の負担金補助及び交付金では、大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事負担金等で1,219 万1,000円を計上しております。

次の投資及び出資金では、地域新電力会社設立に伴う出資金として1,800万円を計上して おります。

次に、第5款下水道費、第1項都市下水路費につきましては、王子川都市下水路の維持管理に要する経費といたしまして2,431万円を計上するもので、前年度比45.7%増、762万5,000円の増となるものでございます。

主な内訳といたしまして、一般職1人の給料等人件費総額で870万1,000円、委託料では、 王子川側道清掃業務委託に加え、都市下水路橋梁調査業務委託で903万5,000円、工事請負費 では、流水を確保するための維持管理工事費等で607万1,000円を計上しております。

次に、第2項下水道費につきましては、南大阪湾岸流域汚泥処理承継委託料で37万円を計上するもので、前年度比42.5%減、27万3,000円の減となるものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

次に、第6款公債費につきましては、し尿及びごみ処理事業債並びに公共下水道事業債等の償還金で、元金利子を合わせまして6億1,537万3,000円を計上するもので、前年度比5.7%増、3,292万5,000円の増となるものでございます。

第7款諸支出金につきましては、ごみ処分手数料の過誤納還付金といたしまして5万円を、 第8款予備費につきましては300万円をそれぞれ計上しております。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります、8ページ、9ページにお戻りください。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、22億3,798万6,000円を計上する もので、前年度比3.6%増、7,855万1,000円の増となるものでございます。 各市の内訳といたしましては、泉大津市 5 億2,917万円、和泉市11億2,559万7,000円、高 石市 5 億8,321万9,000円となるものでございます。

次に、第2項負担金につきましては、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥の処理に伴う負担金として2,232万8,000円を計上するもので、前年度比5.2%減、123万1,000円の減となるものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、駐車場等の行政財産使用料として319万5,000円を計上するもので、前年度比2,000円の増となるものでございます。

次に、第2項手数料につきましては、ごみ処分手数料として4億1,440万5,000円を計上するもので、前年度比0.8%増、346万5,000円の増となるものでございます。

次に、第3款国庫支出金につきましては、汚泥再生処理センター整備事業に伴う国庫補助金として8,666万8,000円を計上するもので、前年度比5,354.2%増、8,507万9,000円の増となるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

第4款繰越金につきましては、前年度繰越金として100万円を計上しております。

次に第5款諸収入、第1項組合預金利子につきましては1,000円を、第2項雑入につきましては、廃棄物発電収入、ごみ再資源化に伴う有価物売却収入等、4億6,551万円を計上するもので、前年度比6.3%増、2,747万3,000円の増となるものでございます。

次に、第6款組合債につきましては、汚泥再生処理センター整備事業及び2号炉誘引通風機インバータ更新工事等に対する起債として3億8,200万円を計上するもので、533.5%増、3億2,170万円の増となるものでございます。

以上が歳入予算の概要でございます。

続きまして、第2表から第3表のご説明を申し上げます。

恐れ入ります、4ページにお戻りください。

第2表債務負担行為につきましては、債務を負担することのできる事項といたしまして、 粗大ごみクレーン等PLC取替工事、ダスト処理装置等取替工事で、期間は共に令和7年度 から令和8年度までとし、限度額を粗大ごみクレーン等PLC取替工事で2,620万2,000円、 ダスト処理装置等取替工事で3,352万円と定めるものでございます。

第3表地方債につきましては、起債の目的、限度額、方法、利率等を本表のとおり定める ものでございます。

以上が令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計予算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長(村田雅利君) 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。 山本議員。

○13番(山本秀明君) 13番、山本です。

予算のこの中身が個々にどうかということじゃないんですけれども、数点、質問させてい ただきたいというふうに思います。

管理者の施政方針、組合運営方針の中にもありましたごみ施設の建て替えについて、今、 当組合でも議論されているところなんですけれども、それに対する立地検討後の施設整備事業の事業費について、この7年度予算の中では、いわゆる関連予算が含まれていないという ふうに思うんですけれども、なぜ含まれていないのか、その点についてのお考えをお示しい ただけますでしょうか。

○議長(村田雅利君) 答弁よろしく。

小西資源循環型社会推進課参事。

○資源循環型社会推進課参事(小西秀典君) 資源循環型社会推進課参事の小西でございます。 今、山本議員のほうからご質問がございました立地検討につきましては、令和6年11月12 日の委員会答申を受けまして、パブリックコメントを実施しまして、その結果につきまして は、昨年12月25日の組合第4回定例会後の議員全員協議会でご報告をしたところでございま す。

答申では、エネオス大阪事業所跡地が次期建設用地として、より望ましいとされましたが、 議員の皆様から幾つかのご質問やご意見をいただいており、その課題整理が必要であるとい うふうに考えまして、関連業務の予算計上につきましては、令和7年度の当初予算に計上せ ず、令和7年度の補正予算にて計上したいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(村田雅利君) 山本議員。
- ○13番(山本秀明君) お答えいただきました。

関連予算、含まれていないことに対しましては、まだ立地検討のほうが、議員も意見言わせていただいた、その中で、確定していない中で予算化するのは、当初予算に上げるのはやめようということで、当然、我々の議会のほうも母市のほうで予算審議するわけなんですけれども、その中には当組合の分担金が入っています。その中にはその立地を推進するという

予算が入っていないということで確認させていただきましたので、それはそれで結構です。

それと、議長、ちょっとお願いなんですけれども、いわゆる立地検討に対する協議会、12 月、開催されまして、そのときにいろいろお聞きした中での資料提供もお願いしておりました。その中で資料提供をしていただきまして、多分各議員のお手元にもその資料のほうが渡っているというふうに思うんですけれども、その資料の中から数点、この予算の中で質疑していきたいというふうに思うんですけれども、よろしいですかね。

- ○議長(村田雅利君) お受けしますので。よろしいです。どうぞ。
- ○13番(山本秀明君) ありがとうございます。

それでは、いただいた資料の中より数点、質問させていただきたいというふうに思います。中でも分担金について、将来の財政見通しということの分担金についての資料をいただきました。その分担については、3市の今後の財政状況にも大きく影響を与えるものでもありますので、その分担金の資料、これを見ますと、令和11年度から令和15年度までの整備期間中の5年間、このときにはいろいろ平準化したお金とは別にお金が要ってくるということで、5年間の構成3市の分担金、この合計額を合算しますと、約177億円となっております。和泉市だけでいいますと約92億円で、5年間の平均、これが18億円となってきます。

また、ピーク時の分担金、これを見ますと令和15年度がピークになっているんですけれども、この分担金、3市の合計で約59億円、1年で59億円が要るということで、泉大津さんにおきましては約16億円、和泉市が約30億円、高石市さんが約13億円ということで示されております。

そして、令和16年以降、新しい施設が運用開始されてからは、令和35年までの20年間、この年平均の分担金は、3市の合計で約38億円もの額となってきます。今年度の予算では、令和7年度では22億円ということで、これと比べましても、相当、各市の負担額が増額となってくるようになることが、この資料ではそのように示されております。

そこで数点、まず確認していきたいんですけれども、この分担金の資料中のランニングコストについては、現行の分担金の額に従来のランニングコストが含まれておりますので、この資料の最下段に示す分担金には、試算上、施設更新後も従来と同程度のランニングコストとみなして、そのコストが含まれているのかどうか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

○議長(村田雅利君) 答弁いけますでしょうか。石川次長。

○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

山本議員のご理解のとおり、今の維持管理費を含んだ将来の予測が一番下段の分担金に入っているというご理解で間違いございません。

以上です。

- ○議長(村田雅利君) 山本議員。
- ○13番(山本秀明君) ありがとうございます。

ランニングコストについては今のレベルのランニングコストという形の中で、その点については含まれているということで確認させていただきました。

次にお聞きしたいのは、この分担金の資料を見ますと、いわゆる建設費ということで予算 計上はされているんですけれども、普通、建設する場合、設計費とか工事監理費など、施設 整備に伴う費用があると思うんですけれども、この辺については確認、ここの中では示され ていないんですけれども、この辺についてはいわゆる施設整備費の中に含まれているという 解釈でいいのかどうか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

- ○議長(村田雅利君) 答弁いけますでしょうか。石川次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

今ベースとなっております建設事業費は、立地検討の比較を目的に、施工費をメーカーに アンケートして依頼して算出いただいた数字でございますので、そういった設計費は入って いないものと理解してございます。

以上でございます。

- ○議長(村田雅利君) 山本議員。
- ○13番(山本秀明君) 設計費、施設管理費等については、この中には含まれていないということで、実際になってくればこの辺も積み重なってくると、いわゆる費用がかさんでくるということで、その点については確認させていただきました。

次に確認したいのは、同資料、これ見ますと、消費税抜きという表記があるんですけれど も、用地取得費用を除きさらに10%程度分担金が増額するということの解釈でいいのか、税 抜きということですので、当然税が入ってきますので、10%ほどこの分担金のほうも伸びて いくということの理解でいいのか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

○議長(村田雅利君) 答弁いけますでしょうか。

小西資源循環型社会推進課参事。

- ○資源循環型社会推進課参事(小西秀典君) 資源循環型社会推進課参事の小西でございます。 議員の皆様にお配りしました資料のうち、今、消費税の関係のお話がございました。新施 設に係るものに関しましては、全て税抜きということになっております。ですので、今後、 建設費に関しては、実際に払う金額は消費税10%加算した額というふうになります。ただ、 1点ちょっと謝らなければいけないことがありまして、今現行の分担金の欄がありまして、 分担金と、あと現行の公債費の償還の部分に関しましては予算ベースで計算をしております ので、こちらに関しては税込みになっております。ちょっと大変見にくい表になっておりま して大変申し訳ございません。また修正をしようと思っています。よろしくお願いいたしま す。
- ○議長(村田雅利君) 山本議員。
- ○13番(山本秀明君) お答えいただきました。

ですので、これから建設についての金額については消費税抜いているので、その分については10%が加算されてくる、費用はもうちょっと上がるんだということでよろしい、理解してよろしいですね。うなずいていただいておりますので、そうだと思います。確認させていただきました。

今お示しいただいたように、先ほども申し上げましたが、今後、市の分担金というのは、この流れでいくと大きな負担になってくるわけですね。分担金というのは、母市の財政当局にも確認したんですけれども、起債ができないということで、組合については起債をして、その費用を平準化するということなんですけれども、分担金については起債できないということで、それだけのお金を各母市で用意しとかなあかんということになりますので、本市におきましても、いわゆる行財政改革やられて10年のいわゆる財政見通しを立てた中で、いわゆる30億円は残しておこうということなんですけれども、ただこれがバーンと出てくれば、その30億の維持自身も非常に厳しい状況になってくるんじゃないかなというふうにも思っております。

その中で今回示された資料の影響、母市については大きな影響があるんですけれども、その点、今後、この金額についてどうしていくのかとか、その辺の考えがありましたら、組合のほうの考えとしてお示しいただきたいというふうに思います。

- ○議長(村田雅利君) 石川次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

ご答弁申し上げます。今ご意見ありましたように、この資料は非常に大きな分担金の数字

が出ておりまして、それは説明や資料の注釈にもあるんですけれども、まず施工費であるとか用地取得費が仮の条件を設定して算出したものであるということ、あと立地検討の経済性の比較を目的に今回これを算出しましたので、候補地が一定決定した後は、今後の基本計画であったり基本設計により、施設の仕様など検討を進めてまいることになります。ここで建設費の削減手法というのはもちろん検討してまいりますし、また、並行しまして民間活力導入調査、いわゆるFS調査も行っていくことになりますので、事業運営方式、例えば公設公営、公設民営、または民設民営、こういったことの検討もやってまいります。あわせて民間事業者との連携も検討してまいりますので、建設費だけではなくて、運営費の削減も今後検討していくことになります。

いずれにしましても、組合市の財政の負担を最優先ということは我々も認識しております ので、今後も議会とも協議をさせていただきながら、様々な選択肢、これを検討してまいり たいと考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(村田雅利君) 山本議員。
- ○13番(山本秀明君) お答えいただきました。

この数字だけじゃなく、これからいろいろ検討していく中で削減していくんだという方向性を示していただいたんですけれども、答弁の中で建設費の削減ということでおっしゃっておられたんですけれども、具体的にどのように考えているのか、その点の考えがあればお示しいただきたいと思います。

- ○議長(村田雅利君) 石川次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

ご答弁申し上げます。建設費の削減の例というか、どのようなものがあるのかということでございますけれども、まずこの建設費、近年の建設コストは、ずっと右肩上がりで上がっておるんですけれども、この実態というのは、建設費に占める土木建築工事の割合が増えているということが原因です。いわゆる建設の工事費があって、プラントと土木の工事があるんですけれども、その割合が土木費の割合が増えてきたと、2010年ではたしか60%から70%がプラント、残りの30%から40%が土木建築費という割合だったんですけれども、2020年度の調査では、これ50パーセント、1対1になっていると言われております。これは研究会の報告であるんですけれども。その増えてきた土木建築工事費が、資材高騰であるとか労務単価の上昇によりコストが高騰している、これによってやはり建設費が年々上がっているとい

うことでございます。

そういう理由がございますから、立地の条件によっては、民間の例えば産業廃棄物施設と か海外のごみ処理施設のように、建物の気積を減らす、こんなことも考えることができます。 これは何かというと土木建築工事費の割合を減らすということです。要はコンクリートを減 らすということです。こういう例もあります。このような設計思想を採用することで、建設 費のほうであると、こういった大きな削減効果というのは今後検討できると考えております。 以上です。

- ○議長(村田雅利君) 山本議員。
- ○13番(山本秀明君) 建設費のコスト削減につけた考えということで、お示しいただきました。それはそれとして、お聞きしておきたいと思います。

次に、いわゆる運営面でも民間との連携というお話も先ほどあったんですけれども、この 点についての具体的な考えというのが、現時点で持っておられるんであるならば、お示しい ただきたいと思います。

- ○議長(村田雅利君) 石川次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

ご答弁申し上げます。今、民間事業者の連携の例というかどのような考えかというご質問だったんですけれども、まず、施設整備の事業運営方式一つにおいても、先ほどちょっと少し申した公設公営でやるのか公設民営でやるのか、また民設民営方式など様々な運営方式がございます。さらに、こういった事例はまだないんですけれども、例えば、民間の産業廃棄物事業者と共同で施設整備したりとか、コンセッション方式も可能性として検討したり、また資源化センター、これはエコトピア泉北、今あるものですから、これを分離発注することも可能と考えています。様々な手法については今後、先ほども申しましたけれども、いろんな選択肢を議会と共に協議させていただきながら検討を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(村田雅利君) 山本議員。
- ○13番(山本秀明君) 具体的な今の考えということでお示しいただきました。コンセッション方式ですか、聞き慣れない言葉なんですけれども、公共施設等運営事業ということで、施設の運営権を民間に設定するというような方法らしいです。この点、こういうことについても今後は考えていくということで、できましたらその点、方向性が決まった段階で素早く

議会のほうにもしっかりとお示しいただきたいというふうに思っております。

用地について、次ちょっとお聞きしていきたいんですけれども、用地の費用なんですけれども、ここにも示されているんですけれども、いわゆる交付金の額が一応6億7,200万と、 用地の取得費用に比べて、ほかの建設に比べたら非常に金額のほうが小さいかなというふう に思っております。

その中で、この資料の中にも米印で注釈を入れてくれていまして、用地取得の交付金額については、施設配置が定まっていないため、仮に一般的な施設配置割合で計算したものということで注釈されているんですけれども、ちょっとこの点についての積算根拠を、分かりましたらご説明いただきたいと思います。

- ○議長(村田雅利君) 石川次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

今、用地取得に係る交付金の積算ということなんですけれども、この例にも書いているんですけれども、交付要件がまずございまして、用地に対しては、資源ごみとか粗大ごみ、いわゆる資源ごみの処理に係る部分について3分の1の補助がつくというふうになっています。ただ、まだ立地が決まっていないものですから、その配置について、やはり基本計画なり基本設計でしっかり算出した後、本来、正確に算出されるものでございます。今は、一般的に可燃ごみの処理がこのぐらいの割合で処理、面積、所有することが多い、粗大ごみ資源については、このぐらいの面積で処理されることが多いと一般的な比率で算出した数字でございますので、また改めて、その計算式についてはご提示させていただきたいと思います。あくまでも参考でございますけれども、以上でございます。

- ○議長(村田雅利君) 山本議員。
- ○13番(山本秀明君) お答えいただきましてありがとうございます。

ちょっと僕の理解が合っているのかどうかなんですけれども、いわゆる処理施設があって、 それに見合う面積についてはいわゆる交付金の対象になるけれども、それ以外については交 付金の対象にならないという理解でよろしいですかね。うなずいていただいているので、そ の理解でさせていただきたいと思います。

次に、最後の質問になるんですけれども、立地検討委員会からの答申におきましては、用地について現資源化センターはまだ施行から8年しか経過しておらず、管理棟についても施工から20年しか経過していない。そのため、現資源化センターの管理棟の有効活用は、建設費や収集運搬費の抑制につながるものであることから、今後の検討が必要であるという意見

が添えられておりました。

この答申にもあるように、現資源化センターや管理棟の施設は耐用年数から考えても、現 有地で活用することで建設費が大幅に削減することができることや、施設建設に必要とされ る用地も最小化することができるなどのメリットがあるように私は思っております。

また、現有地は市街化調整区域でもありまして、用途制限もあり、簡単に民間で活用できるといった場所でもなく、行政目的において効果的に活用することが適切ではないかという ふうにも考えております。

分担金の資料では、国の交付金等を差し引き、利息を含めた用地費が7へクタールで約93 億円となっておりまして、そのうち和泉市の分担金は約46億円と、大変大きな金額というふ うになっております。

先ほど申しました資源化センターの管理棟も現有地で活用することで、別途示されました 3 事業の現有地におけるは配置図から見ても、いわゆるこういう資料も示していただいたんですけれども、これ、面積入っている資料の中では、全体の施工面積、ここで建てた場合の面積、1.5~クタールなんですよね。焼却炉だけの整備ということになれば、これはリサイクルの施設も入った中で1.5ということですので、次期の建設用地、これも必要やということで7~クタールにしているんですけれども、いわゆる焼却炉だけということになってきたら、それも加味したとしても、ある程度整形地であるならば、私は3~クタールあれば十分じゃないかというふうに思っております。

そこで確認ですが、現資源化センター及び管理棟を現有地で活用した場合、どの程度の広 さの用地が必要と考えているのか、その点についてのお考えをお示しいただきたいと思いま す。

- ○議長(村田雅利君) 石川次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

ご答弁申し上げます。先ほどもありましたけれども、立地検討委員会の答申では、一旦、例えばエネオスの大阪事業者が建設地として望ましいとされています。ほかの候補地もあります。いずれの土地にしましても、やはりまだ候補地が決定しておりませんので、そこでやはり基本計画なり基本設計なりで、その用地に適した施設配置等々もありますので、一定、幾ら必要かというのは簡単には出せないというふうに考えております。

いずれにしましても、候補地が一定決まりましたら、今後基本計画等の事業も進めていきながら、今あった必要な面積であるとかというところについては、しっかり算出しながら、

例えば用地取得が必要な土地であるならば、そのあたりも併せて協議しながら進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(村田雅利君) 山本議員。
- ○13番(山本秀明君) お答えいただきました。

立地検討においては基本的にはこれ、施設全部移転という形の中で、多分土地のほうも探 したと思います。大きな7~クタールあるエネオスさんが最適であるというような回答もい ただいているんですけれども、私は、場所を先に探さなあかんということやったんですけれ ども、私はやっぱり何を建てるかということ、先ほど提案申し上げました立地委員会の答申 にもありましたように、いわゆるここの現有地のこの管理棟と資源化のほうは残して、炉だ け移転するんだということになれば、当然それに見合った土地の大きさでいいわけですから、 土地の選定ももうちょっと広がっていったんじゃないかなというふうには思っているんです けれども、その点については今後、基本計画の中で考えるということでおっしゃられていま すので、ただ、今回示されたこの分担金の財政予測、これはかなり、私は見て衝撃でした。 各市における財政負担においては衝撃でしたので、やはりこのままいったら各市の財政状況 も非常に厳しい状況になってきますので、いわゆる建設手法であるとか今後の管理運営手法 についても、いわゆるしっかりと検討していくというお答えがありましたので、検討してい っていただきたいというふうに思いますし、そしてまた候補地につきましても意見申しまし た。ただ現有地については、この間示された資料の中で、いわゆる各社さんから示された中 では、現有地の建て替えは無理だということで示されましたので、それに対する、僕は、あ の地点で唱えるだけのいわゆる知識も持っていませんので、それはそれとして受け入れた中 で今後進めていかれるんだと。例えば臨海のほうに行くとしても、やはり我々もその地を選 んだということについての責任、市民さんについての説明責任が必要になってきますので、 その安全対策であるとか、そういうことについても今後はしっかりと示していった中で用地 選定のほうも、そしてまたその面積、買う面積のほうも検討していっていただきたい。この ことを要望いたしまして私の質問を終わります。

以上です。

○議長(村田雅利君) 他にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号、令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に際しまして管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者(辻 宏康君) 管理者の辻でございます。

議長のお許しをいただきまして、令和7年本組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして 一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご提案申し上げました案件につきましては、慎重にご審議をいただき、いずれもご可決を賜り、厚くお礼を申し上げます。予算の執行に当たりましては、事業の効果、優先順位の見極め等、さらなる行政コストの削減を念頭に取り組んでまいります。

また、過日、泉大津市で開催されました環境シンポジウムには、議員各位多数のご臨席を 賜り、厚くお礼を申し上げます。

今後におきましても、ごみの減量化及び4Rの推進などの啓発活動と、資源循環型社会の 形成に積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げ ます。

結びになりますが、し尿処理施設、ごみ処理施設ともに更新事業を控えておりますが、組合市と連携を図りながら、今後とも正副管理者と職員一同が一丸となって、しっかり諸課題に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、なお一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長(村田雅利君) 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして、令和7年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午前11時20分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 村田雅利

同 署 名 議 員 明 石 宏 隆

同 署 名 議 員 西條 徹